

寒河江市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月19日

寒河江市長 齋 藤 真 朗

## 寒河江市規則第8号

寒河江市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の一部を改正する規則

寒河江市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成4年市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

- 2 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条第2項の規定により許可に付する期限は、当該許可を受けた日から2年以内とする。

様式第1号から様式第3号までを次のように改める。

様式第1号

<p>一般廃棄物収集運搬業許可申請書</p> <p>年 月 日</p> <p>寒河江市長 様</p> <p>申請者 住 所 氏 名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名) 電話番号</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。</p>	
事業の範囲 (廃棄物の種類)	
事務所及び事業場の 所 在 地	事務所 電話番号 事業場 電話番号
事業の用に供する 施設の種類及び数量	
積替え又は保管を行 う場合には、積替え 又は保管の場所の面 積及び保管できる量	
※ 事務処理欄	

既に処理業の許可（他市町村の一般廃棄物及び産業廃棄物並びに特別管理産業廃棄物の許可を含む。）を有している場合にあってはその許可番号	許 可 者	許 可 番 号
添付書類及び図面	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業計画の概要を記載した書類</li> <li>2 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図</li> <li>3 前号に掲げる施設の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合は、使用する権原を有すること）を証する書類</li> <li>4 申請者が法人である場合には、定款及び登記事項証明書</li> <li>5 申請者が個人である場合には、その住民票の写し</li> <li>6 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでに該当しない旨を記載した書類</li> <li>7 的確に行うに足りる知識及び技能を有する書類</li> <li>8 的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を証する書類</li> <li>9 従事者名簿</li> </ol> <p>注) 許可の更新を申請する場合は、上記の書類及び図面のうち2、3、4及び5は、その内容に変更がない限り、添付を要しない。</p>	
備考	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ※の欄は記入しないこと。</li> </ol>	
※手数料欄		

様式第2号

一般廃棄物処分業許可申請書

年 月 日

寒河江市長 様

申請者  
住 所

氏 名  
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の規定により、一般廃棄物処分業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて、申請します。

事業 の 範囲	事業の区分	
	一般廃棄物の種類	
事務所及び事業場の所在地	事務所	電話番号
	事業場	電話番号
事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所及び処理能力 (最終処分場の場合は埋立地の面積及び埋立容量)		
事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要		
※ 事務処理欄		

既に処理業の許可（他市町村の一般廃棄物及び産業廃棄物並びに特別管理産業廃棄物の許可を含む。）を有している場合にあってはその許可番号	許 可 者	許 可 番 号
添付書類 及び図面	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業計画の概要を記載した書類</li> <li>2 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図並びに最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面（当該施設が法第8条第1項の許可を受けた施設である場合を除く。）</li> <li>3 申請者が2に掲げる施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合は、当該施設を使用する権原を有すること）を証する書類</li> <li>4 申請者が法人である場合には、定款及び登記事項証明書</li> <li>5 申請者が個人である場合には、その住民票の写し</li> <li>6 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでに該当しない旨を記載した書類</li> <li>7 一般廃棄物の処分（埋立処分又は海洋投入処分を除く。）を業として行う場合には、当該処分後の一般廃棄物の処理方法を記載した書類</li> <li>8 的確に行うに足りる知識及び技能を有する書類</li> <li>9 的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を証する書類</li> <li>10 従事者名簿</li> </ol> <p>注) 許可の更新を申請する場合は、上記の書類及び図面のうち2、3、4及び5は、その内容に変更がない限り、添付を要しない。</p>	
備考	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ※の欄は記入しないこと。</li> </ol>	
※手数料欄		

様式第3号

(表面)

<p>一般廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>寒河江市長 様</p> <p style="text-align: right;">申請者 住 所 氏 名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名) 電話番号</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第1項の規定により、一般廃棄物 収集運搬業の事業の範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添え 処分業 て、次のとおり申請します。</p>	
許可の年月日 及び許可番号	年 月 日 第 号
収集運搬業、 処分業の区分	
一般廃棄物の 種 類	
変更の内容	
変更理由	

<p>変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所及び処理能力 (当該施設が最終処分場である場合には、埋立地の面積及び埋立容量)</p>	
<p>変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要</p>	
<p>※ 事務処理欄</p>	

(裏面)

添付書類 及び図面	<ol style="list-style-type: none"><li>1 一般廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請の場合には、下記の書類及び図面を添付する。<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 変更後の事業計画の概要を記載した書類</li><li>(2) 変更に係る事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図</li><li>(3) 申請者が(2)に掲げる施設の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類</li><li>(4) 申請者が法人である場合には、定款及び登記事項証明書</li><li>(5) 申請者が個人である場合には、その住民票の写し</li><li>(6) 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでに該当しない旨を記載した書類</li><li>(7) 的確に行うに足りる知識及び技能を有する書類</li><li>(8) 的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を証する書類</li><li>(9) 従事者名簿</li></ol></li><li>2 一般廃棄物処分業の事業範囲の変更の許可の申請の場合には、下記の書類及び図面を添付する。<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 変更後の事業計画の概要を記載した書類</li><li>(2) 変更に係る事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図並びに最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面（当該施設が法第8条第1項の許可を受けた施設である場合を除く。）</li><li>(3) 申請者が(2)に掲げる施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有すること）を証する書類</li><li>(4) 申請者が法人である場合には、定款及び登記事項証明書</li><li>(5) 申請者が個人である場合には、その住民票の写し</li><li>(6) 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでに該当しない旨を記載した書類</li><li>(7) 一般廃棄物の処分（埋立処分又は海洋投入処分を除く。）を業として行う場合には、当該処分後の一般廃棄物の処理方法を記載した書類</li></ol></li></ol>
--------------	---

<p>添付書類 及び図面</p>	<p>(8) 的確に行うに足りる知識及び技能を有する書類  (9) 的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を証する書類  (10) 従事者名簿  注)一般廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請の場合は、  上記の書類及び図面のうち(2)、(3)、(4)及び(5)は、その内容  に変更がない限り、添付を要しない。  注) 一般廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請の場合は、上  記の書類及び図面のうち(2)、(3)、(4)及び(5)は、その内容に  変更がない限り、添付を要しない。</p>
<p>備考</p> <p>1 ※の欄は記入しないこと。</p>	
<p>※手数料欄</p>	

様式第6号から様式第8号までを次のように改める。

様式第6号

一般廃棄物処理業許可証再交付申請書

年 月 日

寒河江市長 様

申請者

住 所

氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

一般廃棄物処理業の許可証を紛失（毀損）したので、寒河江市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第6条第3項の規定により、再交付を受けたく申請します。

許 可 年 月 日	年 月 日	許 可 番 号	第 号
事 業 の 範 囲			
再 交 付 申 請 の 理 由			

添付書類：毀損による場合にあつては、許可証

様式第7号

一般廃棄物処理業 廃止  
変更 届出書

年 月 日

寒河江市長 様

届出者

住 所

氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付け第 号で許可を受けた一般廃棄物処理業に係る以下の事項について廃止(変更)したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第3項の規定により届け出ます。

廃止した事業の内容		
変更した事項の内容	新	旧
廃止・変更年月日		
廃止・変更の理由		

様式第8号

浄化槽清掃業許可申請書

年 月 日

寒河江市長 様

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

次のとおり申請します。

氏名又は名称	
住 所	TEL
代表者の氏名	生年月日 年 月 日
本 籍 (法人にあっては代 表者の本籍)	
営業所の所在地	TEL
従 事 者 の 数	男 人・女 人・計 人
事業の用に供する施 設・器材の種類及び 数量	

添付書類

- 1 個人の場合は住民票の写し、法人の場合は定款の写し及び登記事項証明書
- 2 事業計画書
- 3 従事者名簿
- 4 申請者（法人の場合は、役員を含む。）が、浄化槽法第36条第2号イからニまで及びヘからチまでのいずれにも該当しない旨を記載した書類
- 5 申請者（従事者を含む。）が環境省関係浄化槽法施行規則第11条第4号に該当する旨を記載した書類

様式第10号から様式第13号までを次のように改める。

様式第10号

浄化槽清掃業許可証再交付申請書

年 月 日

寒河江市長 様

申請者 住 所

氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

浄化槽清掃業の許可証を紛失(毀損)したので、寒河江市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第7条の規定により、再交付を受けたく申請します。

許 可 年 月 日	年 月 日	許 可 番 号	第 号
事 業 の 範 囲 等			
再 交 付 申 請 の 理 由			

添付書類：毀損による場合にあつては、許可証

様式第11号

浄化槽清掃業 変更  
廃止 届出書

年 月 日

寒河江市長 様

届出者

住 所

氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付け第 号で許可を受けた浄化槽清掃業に係る以下の事項について変更（廃止）したので、浄化槽法第37条（第38条）の規定により届け出ます。

廃止した事業の内容		
変更した事項の内容	新	旧
廃止・変更年月日		
廃止・変更の理由		

様式第12号

一般廃棄物処理業務実績報告書

年 月 日

寒河江市長 様

住 所

氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月分の業務実績を次のとおり報告します。

契約者数		件	稼動延台数	台	車両保有台数	台
廃棄物の種類		収 集 量	総処分量		kg	
			処 理 施 設 名	処 分 量		
一 般 廃 棄 物	もやせるごみ	kg				kg
	もやせないごみ	kg				kg
	缶	kg				kg
	びん	kg				kg
	ペットボトル	kg				kg
	その他プラスチック	kg				kg
	粗大ごみ	kg				kg
	廃乾電池、廃蛍光管	kg				kg
	木くず	kg				kg
し 尿	生し尿	k t				k t
	浄化槽汚泥	k t				k t

様式第13号

浄化槽清掃業務実績報告書

年 月 日

寒河江市長 様

住 所

氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月分の業務実績を次のとおり報告します。

区 分	清 掃 件 数	泥 で い 量
20人槽 以 下	件	k ℓ
21人槽～300人槽	件	k ℓ
301人槽～500人槽	件	k ℓ
501人槽 以 上	件	k ℓ
計	件	k ℓ

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に残存する改正前の様式による用紙は、必要な改定を加えたうえ、なお、当分の間、使用することができる。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により提出されている書類は、この規則による改正後の様式により提出された書類とみなす。